

議案第17号

米原市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する  
条例について

米原市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例  
を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

令和2年2月28日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の施行に伴い、  
会計年度任用職員の公務災害補償等に係る補償基礎額の算定方法を定める必要があるため、こ  
の案を提出するものである。

米原市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する  
条例

米原市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成17年米原市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第5条第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が  
市長と協議して定める額

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の米原市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する  
条例第5条の規定は、この条例の施行の日以後に発生した事故に起因する公務上の災害または  
通勤による災害に係る補償について適用する。

米原市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例新旧対照表（改正理由）

改正後	現 行	改正理由
<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 この条例で「補償基礎額」とは、次の各号に定める者の区分に応じ当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が市長と協議して定める額</u></p>	<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 この条例で「補償基礎額」とは、次の各号に定める者の区分に応じ当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会計年度任用職員のうち、給料が支給されるフルタイム会計年度任用職員の公務災害補償に係る補償基礎額の算定方法については、地方公務員災害補償法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が市長と協議して定める額とすることに伴う改正</li> </ul>